

平成17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

1 審査の対象

この決算審査における審査対象は、次のとおりである。

なお、本意見書において、「能代市」及び「二ツ井町」とは、合併前の平成17年4月1日から平成18年3月20日までの旧能代市及び旧二ツ井町をいい、「新市」とは、合併後の平成18年3月21日から平成18年3月31日までの新能代市をいう。

(1) 平成17年度能代市一般会計及び特別会計（旧能代市分）

- 平成17年度能代市一般会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市鶴形簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市市場事業特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市ガス事業清算特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市土地区画整理事業換地清算特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市浅内財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市常盤財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市鶴形財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市檜山財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
- 平成17年度能代市老人保健医療特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度能代市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
- 平成17年度能代市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算
- 平成17年度能代市各会計実質収支に関する調書
- 平成17年度財産に関する調書

(2) 平成17年度二ツ井町一般会計及び特別会計（旧二ツ井町分）

- 平成17年度二ツ井町一般会計歳入歳出決算
- 平成17年度二ツ井町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度二ツ井町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度二ツ井町国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度二ツ井町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 平成17年度二ツ井町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度二ツ井町戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度二ツ井町介護保険特別会計歳入歳出決算
平成17年度二ツ井町各会計実質収支に関する調書
平成17年度財産に関する調書

(3) 平成17年度能代市一般会計及び特別会計（新市）

平成17年度能代市一般会計歳入歳出決算
平成17年度能代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市市場事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市浅内財産区特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市常盤財産区特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市鶴形財産区特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市檜山財産区特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
平成17年度能代市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）歳入歳出決算
平成17年度能代市老人保健医療特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
平成17年度能代市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算
平成17年度能代市鶴形簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
平成17年度能代市各会計実質収支に関する調書
平成17年度財産に関する調書

2 審査の期間

(1) 平成17年度能代市及び二ツ井町一般会計及び特別会計等

平成18年6月16日から平成18年9月8日まで

(2) 平成17年度能代市鶴形簡易水道特別会計

平成18年6月26日から平成18年9月8日まで

(3) 平成17年度新市一般会計及び特別会計等

平成18年8月10日から平成18年9月8日まで

3 審査の方法

審査に付された平成17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他関係書類との照合・確認するとともに、必要と認めたその他の審査手続きを実施した。

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

審査の過程において見受けられた改善を要する事項については、関連部局に対し、是正の検討を要望した。審査の結果の詳細は、後述のとおりである。

(参考)「意見書作成の基本的な考え方」

平成17年度決算審査においては、合併により合併前の能代市及び二ツ井町、合併後の新市と3つの決算を審査することになるが、できる限り1つの決算として前年度比較等が行うことができるよう次の点に配慮し審査意見書を作成した。

- ①決算の全体像の分析、各会計ごとの分析は、3つの決算を別々のものとせず、集計表で合計を示すことができる場合は一体の表の中で比較検討している。
- ②本意見書では、能代市及び二ツ井町、新市の3つの決算額を項目ごとに合計する表が多用されているが、原則として全ての数値を同じ項目ごとに集計したものである。
- ③予算額、決算額及び調定額の中には、単純合計した場合、通年ベースの実質的な数値とかけ離れてしまうケースがある。このような場合は、「調整額」を算出し、合計から差し引くことによって、できるだけ通年ベースに近いと思われる数値を監査委員が独自に推計しており、これを用いる場合はその都度注釈を付けている。

監査委員による独自の推計方法は、原則として次のとおりである。

- A：旧市町と新市の合計額 B：旧市町予算未執行額もしくは収入未済額
C：新市における旧市町歳計余剰金、他会計貸付金返還金（歳入）
D：新市における旧市町借入金返済金、基金借入金返済金（歳出）
- 予算額 $A - B - C$ （もしくはD）
 調定額 $A - B - C$
 決算額 $A - C$ （もしくはD）